

「神奈川県・都市農業推進条例」

目的:

- ① 新鮮で安全安心な農作物の供給
- ② 生活の基盤である農業を大事な営みとして次世代に引き継ぐ
- ③ 持続的発展のために、地産地消、地域資源の維持、
多面的機能の享受、自然循環機能の保全、都市と農業の共存

県民の責務:

単なる農産物の消費者に留まることなく、農生産活動に参加および農業者との交流が期待される。

* Step-1: 「市民農園」(30～40平米)

* Step-2: 「中高年ホームファーマー」(100～500平米)

- ・ 県が耕作放棄地を借り上げ整備、
- ・ 一年目・体験研修生、二年～四年目・ホームファーマー

* Step-3: 「かながわ農業サポーター事業」(1000～3000平米)

- ・ 一般農地での農業経営を目指す農家の創出
- ・ 県／農業公社／地権者／サポーター...四者協定
- ・ 2年以上のホームファーマー歴、同等の経験者
- ・ 認定農業者への展開を期待

* Step-4: 「オレンジ・ホームファーマー」(果樹園への展開)

- ・ 県が放棄果樹園を借り受け、復旧
- ・ 3年の栽培技術研修を受講



「万人直耕」(安藤昌益)、「国民皆農」(福島正信)
「市民皆農」(山下惣一)、「市民の農民化」(磯部俊彦)